

北海道PCB廃棄物処理事業の推進に向けた北海道及び15県の取組について

平成16年11月11日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、及び長野県（以下「15県」という。）は、今後、北海道におけるPCB廃棄物処理事業を安全かつ確実に進めるに当たり、果たすべき役割と責務を次のとおり明確にし、より一層の連携・協力のもとで取り組むこととする。

第1 北海道及び15県の役割について

PCB廃棄物による環境汚染は、地域だけでなく日本全体、さらには地球規模で広がっており、次世代への深刻な被害が懸念されている現状で、北海道及び15県はそれぞれの地域のPCB廃棄物について、その早急な処理を進めることが重要であり、室蘭市に整備されるPCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において、共同でPCB廃棄物の処理を進めるという認識のもと、安全かつ確実な処理及び収集運搬が計画的に実施できるように、PCB廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）の策定、保管事業者や収集運搬を行う者への指導監督、広域処理施設周辺の環境の状況の監視、及び本事業の住民理解を深めるための情報提供等について相互に連携して取り組む。

第2 北海道及び15県の責務について

（1）処理計画について

北海道及び15県における処理計画について、北海道は、処理施設において北海道及び15県のPCB廃棄物の安全かつ確実な処理を総合的、計画的に進めるとの視点のもと策定することとし、各県は、北海道の処理計画と十分整合を図るものとする。今後、処理計画の策定及び変更にあたっては、相互に協議、調整して策定するものとする。

（2）保管事業者等への指導について

北海道及び15県は、保管事業者等のPCB廃棄物の保管等の状態を把握し、保管中の漏洩防止のために必要な措置を実施するよう、保管事業者等に対し適切な指導監督を行うとともに、処理計画に沿って、早期に計画的な処理を行うよう指導する。

（3）安全かつ効率的な収集運搬の推進について

北海道及び15県は、処理施設への安全かつ効率的な収集運搬が確保されるよう、国が策定した「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」や道が策定する「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領（仮称）」を踏まえ、運搬手段や運搬経路、保管事業者や収集運搬事業者に対する指導方針、及び緊急時の連絡体制等について十分な協議、調整を行い、必要な情報の共有及び連携して収集運搬状況の監視・指導や緊急時の対応を行う。

(4) 安全かつ安心な処理の確保について

北海道及び15県は、PCB廃棄物処理事業の安全性を確保し、地域住民はもとより道民及び県民が安心できる事業の推進を図るため、適切な環境モニタリングの実施とそれらの情報の迅速な公開、事業者の保管状況や運搬車両の運行状況及び処理施設での処理状況に係る情報等の的確な把握、提供等に連携して取り組む。

第3 広域連携によるリサイクルの推進について

北海道及び15県は、循環型社会の構築に向け、地域の環境技術などを活用し、広域的な連携によるリサイクル等について積極的に取り組む。

第4 今後の進め方

北海道及び15県は、本合意事項を踏まえ、具体的な取組等について、既に設置した「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」において協議、調整して決定する。